

【薬物と暴排について】



1 過日、沖縄県那覇市において「第92回 民事介入暴力対策 沖縄大会」が開催されました。

民暴大会では毎回テーマが決められ、担当する今回は「薬物と暴排」をテーマに第1部として各種報告、第2部としてパネルディスカッションが行われました。

暴力団の収益源として覚せい剤などの薬物の密売による利益が大きな役割を果たしていることは昔から知られていましたが、意外なことに「薬物」に着目して民暴大会が開催されたのは今回が初めてです。

薬物犯罪は一般的に再犯率が高いことで有名ですが、近年では若年層の大麻利用が増えていること等が問題とされています。

薬物犯罪は検挙人数に占める暴力団員の割合が多く、薬物事犯の被疑者の多くは暴力団員や元暴力団員です。

たださえ薬物犯罪は再犯率が高いことに加え、暴力団員や元暴力団員は薬物を容易に手に入れられる環境にあることが多いことや、元暴力団員に対する社会の風当たりの強さ等から、本人が暴力団員をやめたいと思っても暴力団組織から離脱することが出来ない状況が固定化されてしまっているのです。

暴力団組織は意図的に暴力団員を薬物の依存状態にして自らの組織を維持しているとさえいえる状況にあります。

2 多くの暴力団組織が建前上は「薬物ご法度」としておきながら、薬物犯罪を繰り返すのは、覚せい剤などの違法薬物を販売することが極めて高い収益性を有しているからにほかなりません。

それならば、暴力団組織から薬物による収益をなく奪できないのでしょうか。

例えば、覚せい剤などの違法薬物を使用した者が薬物使用を理由に死亡した場合に、薬物販売に関わった暴力団組織のトップの責任を問うことが出来れば、暴力団組織から薬物による収益をなく奪することが出来ます。

本民暴大会では警察関係者、大学教授、弁護士などが知見を持ち寄り、暴力団組織から薬物による収益をなく奪するために、どのような法律構成が考えられるか、収益をなく奪を実現するための検討課題は何かについて、議論が行われました。

3 残念ながら、現在の日本では薬物犯罪が後を絶たず、また暴力団組織からの離脱も難しいのが現状です。

しかし、私は、日本から薬物犯罪を根絶し、暴力団組織の存在しない安心して暮らせる社会を実現できる日が必ず来ることを信じており、その際は本民暴大会がそのための重要な一歩であったとされることを確信しています。

寄稿者

〒344-0062

埼玉県春日部市粕壁東2-3-34 根本ビル2階

東埼玉法律事務所

TEL: 048-812-8192

FAX: 048-812-8193

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 富永 大右

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.164」から転記したものです。